

日本学術会議分野別委員会及び分科会等について

〔平成 20 年 10 月 23 日〕
日本学術会議第 67 回幹事会決定

改正 平成 20 年 12 月 25 日日本学術会議第 70 回幹事会決定
改正 平成 21 年 6 月 25 日日本学術会議第 79 回幹事会決定
改正 平成 23 年 3 月 17 日日本学術会議第 117 回幹事会決定
改正 平成 23 年 9 月 1 日日本学術会議第 133 回幹事会決定

I 日本学術会議会員及び連携会員について

1. 職 務

日本学術会議は、内閣総理大臣に任命された 210 名の「日本学術会議会員（以下「会員」という。）」と、会員と連携して職務を行うため日本学術会議会長に任命された約 2000 名の「日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）」で構成されています。

その職務は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、独立して科学に関する重要事項の審議を行うこと(注1)等であり、各府省の求めに応じて議論を行う審議会等とは、組織の在り方、目的、運用の形態等が異なっています。具体的には、例えば、審議会等の事務局を務める各府省の担当課室は、課題の設定、審議の進行管理、報告書素案の作成等を行いますが、日本学術会議の場合、これらの業務は科学者である「会員」及び「連携会員」により主体的に行われることが期待されています。

(注1) 日本学術会議法(以下「法」と言う。) 第3条

2. 身 分

会員は非常勤の特別職の国家公務員、連携会員は非常勤の一般職の国家公務員です(注2)。このため、旅費や手当の支給等については、国家公務員に対する条件が当てはめられます。

会員及び連携会員の位置付けは、次頁の表のとおりです。

(注2) 国家公務員法第2条第1項から第3項まで

3. 委員の任期

分野別委員会委員の任期は、平成 26 年9月 30 日までとなります。

分野別委員会に置かれる分科会委員の任期も、原則として平成 26 年9月 30 日までとなりますが、設置期限を付した分科会の委員の任期は、当該設置期限の末日となります。

会員と連携会員の位置付け

種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期	再任の制限	定年	会員・連携 会員候補者の 推薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	日本学術会議(＝総会)を組織。(法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項) 会長は会員の互選。(法第8条第2項) 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項) 内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)	再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70 歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員的な位置付けとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
一般の 連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1 項、 会則第7条第 2項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項) 委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項) 会長が任命。(法第15条第2項)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可(会則第7条第2項)	2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	－	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。 分科会の役員(委員長、副委員長、幹事)に就任できる。
特任の 連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1 項、 会則第7条第 1項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)	再任の制限なし (会則第12条第3項)	－	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限って任命される。

(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。

(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と読んでいる。

Ⅱ 分野別委員会及び分科会等の組織について

1. 分野別委員会

分野別委員会は、日本学術会議の常置の委員会(注3)であり、30 委員会が設置されています(注4)。調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会において定めます(注5)。

(注3) 日本学術会議会則(以下「会則」と言う。)第 16 条第1項

(注4) 日本学術会議細則 第 10 条第2項、別表第3

(注5) 分野別委員会運営要綱…(別紙1)

2. 分科会

分野別委員会には、幹事会が定める手続きを経て、分科会及び分科会の下に小委員会を置くことができます(注6)。分科会の委員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができます。

分野別委員会は、分科会で議決したことを委員会での議決とすることを決定できます(注7)。ただし、Ⅴで述べる提言及び報告等に関しては、必ず委員会での審議が必要です。

(注6) 委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について…(別紙2)

(注7) 会則第 27 条第 2 項に基づく委員会決定…(別紙3)

3. 小委員会

特別な事項を検討する場合は、分科会の下に小委員会を設置できます。小委員会を設置するには、幹事会が定める手続きが必要です。所定の設置申請書がありますので、設置を検討される場合は事務局まで御相談ください。小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の委員以外の者を含めることができます。

なお、小委員会の名称は所属する分科会又は他の分科会並びに分野別委員会と同じ名称にならないようにしてください。

また、小委員会の委員は、会員、連携会員であっても、日本学術会議から旅費及び手当は支給されません(注8)ので、あらかじめ御了承ください。

(注8) 日本学術会議の運営に関する内規(以下「内規」と言う。)第 16 条

Ⅲ 住所、所属等変更の届出について

事務局にお届けいただいている住所、所属等に変更が生じた場合には、速やかに事務局へ御連絡くださるようお願いいたします。旅費、手当の額が変更になる場合があります。また、所属に変更が生じた場合には、当局において変更先の所属長の承諾手続きをする必要があります(御連絡がないと、支給済みの旅費、手当等を後日返納していただく場合があります)。

Ⅳ 会議の開催について

① 分野別委員会又は分科会(以下「委員会等」という。)の開催回数は、予算等の関係上、年度内(4月～翌年3月)に3回程度となります。

② 次回会議開催の日時は、会議の際に決めてください。後日改めて決める場合には、会議開

催通知の事務手続きがありますので、遅くとも 1 か月以上の時間的余裕をもって開催日時を事務局へ御連絡願います。

- ③ 委員の2分の1(定足数)以上の出席がなければ委員会等は成立しないため、委員会等としての決定や旅費・手当の支給等ができません(注9)。出席予定委員数が定足数を余裕をもって上回る日を開催日としてください。

なお、定足数の算定に当たって、海外赴任者(海外に居所を有し、現に海外に在る者)、出張者、災害、不足の事故又は健康上の理由で出席できない者については、委員会の構成員全体の四分の一を上限として、定足数を算定する母数から除外できることとされています(注10)。

また、委員会等で議決が必要な案件がある場合に、定足数等の関係で会議が開催できない時には、メールや電話により、委員長が各委員の賛否を確認した上で、委員会等の議決とすることができます(注11)。この場合には、会議が成立したものとみなされますが、会議の出席旅費・手当は支給されませんので、あらかじめ御了承下さい。このような形で議決を行う場合は、事前に事務局に御連絡いただくとともに、通常の会議と同様に、⑥に記す議事要旨を作成いただくことが必要です。

(注9) 委員会の定足数:会則第31条、分科会の定足数:内規第20条(何れも、総会の定足数について規定している法第24条第1項の準用)

(注10) 内規第21条

(注11) 委員会の議決:会則第31条、分科会の議決:内規第20条(何れも、部会の議決について規定している会則第22条の準用)

- ④ 委員会等の議題は、会議開催日から1か月以上の時間的余裕をもって事務局に御連絡ください。議題は会議開催通知の事務手続きに必要ですので、御連絡が遅い場合は、開催通知が遅れるばかりか、会議が開催できない場合がございます。

なお、事務局では、原則として委員以外の方(オブザーバー等)へ会議開催等の御案内はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

- ⑤ 事務局に会議配布用資料のコピーを依頼する場合は、必ず会議開催の2日前までに原稿を事務局あてEメール又は郵便等で御送付ください(会議直前では対応できない場合があります)。会議当日に持ち込む場合は、事務局分を含む配布に必要な部数を印刷の上お持ちください。

- ⑥ 会議の議事要旨は幹事等が作成し、速やかに事務局に御提出ください。また、次回の会議において了承を得ることが必要になります。この議事要旨は会議資料として事務局に一定期間保存されます。

※ 議事要旨を作成する際は、出席した委員の氏名及び事務局出席者の氏名を全て記載してください。

なお、一般に公開される場合がある(注12)ことを踏まえて作成してください。

(注12) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)

- ⑦ 委員会等に出席された委員には旅費が支給されます(小委員会には支給されません)。支給手続きに必要ですので、会議の都度、必ず印鑑を御持参ください。また、航空機を使用された場合には、領収書及び搭乗券(半券)を後日事務局にご提出ください。(注13)

(注13) 内国旅費の支給基準・・・(別紙4)

- ・ 航空機のプレミアムクラス、ファーストクラス、クラスJ料金は支給されません。利用された場合、当該料金は自己負担となります。
- ・ 航空券の購入にあたっては、可能な範囲で割引航空券等を御利用ください。
- ・ 航空券等は会議開催通知受領後に購入願います。

- ⑧ 委員会等に出席された委員には、手当が支給されます(小委員会には支給されません)。ただし、常勤の公務員及び公務員型の独立行政法人の職員については、原則として手当は支給されません。

委員以外の出席者(オブザーバー等)には旅費及び手当は支給されません。

- ⑨ 日本学術会議の会議室を会場とされる場合には、次の点に御留意ください。

- 会議室が空いていない場合があります(先着順のため)。
- 会議室を使用できる日時は、月曜日から金曜日の 10 時から 18 時までの間となります。土・日・祝日及び年末年始は使用できません。

- ⑩ 日本学術会議の外で会議を行う場合には、原則として事務局は出席いたしません。その場合、会議終了後に、速やかに委員の出欠状況を事務局に御連絡の上、議事要旨及び委員会配布資料を事務局まで御送付ください(注 14)。なお、旅費請求関係書類は後日送付いたしますので、印鑑押印後、返送してください。

また、手当の支給手続きは、出欠確認及び全委員の旅費支給手続き関係書類が整った後となります。

(注 14) 旅費支給手続きを行うため、委員の出欠状況だけは早急にお知らせください。

- ⑪ 委員会等の地方(東京 23 区外)での開催は、原則として認められておりません。

ただし、幹事会の承認を得て開催が認められる場合(注 15)もありますので、あらかじめ事務局に御相談ください。

(注 15) シンポジウム等の開催、地方開催の方が所要経費が少額の場合等。

V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について

- ① 外部に対する日本学術会議の意思の表出としては、勧告・要望・声明・提言・報告・回答(以下「報告書等」という。)があります。その中で、委員会等の名称で行うことができるのは提言及び報告のみです。勧告・要望・声明・回答については、「日本学術会議」の名称により表出を行うことになります。小委員会名では報告書等を出すことはできません。

- ② 公表に当たっては、総会又は幹事会(注 16)の承認が必要です。委員会等の名称で公表しようとする場合も同様です。総会又は幹事会における報告書等の説明者は、原則として、委員会等の委員長となります。

(注 16) 総会の構成員は、会員 210 名。幹事会の構成員は、会長、各副会長、各部長、各副部長及び各幹事の 16 名。

- ③ 報告書等の案は、幹事会に提出する前に、関連する部の査読を受けてください。また、内容について他の委員会等が関連していると思われる場合は、部の査読を受ける前に、必要

に応じて当該委員会等と予め協議してください。

- ④ 報告書等の表紙や要旨等には、一定の書式があります(注 17)。なお、事務局が体裁や字句の修正等のお手伝いをさせていただきますので、Windows 版の「Word」、「一太郎」文書にて作成された電子ファイルを事務局に御提出ください。

(注 17) 日本学術会議の意思の表出における取扱要領・・・(別紙5)

- ⑤ 報告書等の案は、幹事会開催日の2週間前までに幹事会構成員に事前送付して一読していただくとともに、意見があった場合には調整をしていただきますので、承認を得る幹事会の3週間前までに事務局まで案文を必ず御提出ください。当該期限までに提出が間に合わない場合は、次回以降の幹事会での審議となります。

- ⑥ 外部に対する日本学術会議の意思の表出以外の文書として、「記録」があります。委員会等が作成する「記録」については、関連する部が責任を負うことになります。「記録」を作成した場合は、外部に公表する前に作成した文書の概要等について、幹事会へ報告することが必要です。

VI シンポジウム等の開催について

1. シンポジウム等の主催・共催及び後援

- ① 委員会等のシンポジウム・講演会・研究会・フォーラム等(以下「シンポジウム等」という。)の開催に当たっては、主催、共催の区別はせず、内部的にはすべて主催として同一に扱っています。

- ② 学協会が行うシンポジウム等については、講演内容等が基準を満たせば日本学術会議が「後援」することができます(注 18)。形式的に分野別委員会・分科会が関与しているが、実質的には学協会が主催するもの等については、この制度を御利用ください。

なお、部・分野別委員会・分科会では後援を行うことはできません。

(注 18) 日本学術会議後援名義の使用承認基準……………(別紙6)

2. シンポジウム等の実行

- ① 委員会等が、シンポジウム等を開催する場合には、事前に関係部の承認を得た上で、幹事会の承認を得る必要があります(注 19)。

なお、日本学術会議のホームページへの掲載は、幹事会での了承後となりますので、広報のために早めの掲載を希望される場合等には、内容も早めに固める必要があります。

(注 19) シンポジウム開催の約2か月前の幹事会に間に合うように、事務局にプログラム等の内容が分かる資料を御提出ください。

- ② シンポジウム等を開催するには、主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演者として実際に参画している必要があります。一般に公開(参加が自由)で参加費が無料であることが原則となります。参加の資格要件がある場合や参加費を徴収する場合等、国の機関が主催するにふさわしくない場合は、日本学術会議の分野別委員会又は分科会として「主催」

することはできません(注20)。

(注20) 日本学術会議として「後援」名義の使用を許可できる場合もありますので、事務局にお問い合わせください。

③ シンポジウム等の開催に当たっては、次の点に御留意ください。

○ シンポジウム等に対する講師謝金、旅費等の支給は認められておりません。

○ 会場は、日本学術会議の講堂、会議室等を使用できます。

なお、講堂と併せて会議室を使用する場合、会議室の予約は、原則5室までとします。
使用できる日時は土・日・祝日及び年末年始を除く、10時から17時までです。ただし12回を限度に(年末年始は除く。)、土曜日、日曜日においても講堂を使用することができます(注21)。

(注21) 土曜日・日曜日におけるシンポジウム、講演会等の開催について……(別紙7)

○ 日本学術会議の会場を使用する場合、あらかじめ御連絡いただければ、OHP、プロジェクター、マイク等の使用が可能です(ただし、数に限りがあります)。機材の有無は、事務局にお問い合わせください。

○ 日本学術会議事務局は、シンポジウム等の事務局としての業務(参加申込受付等)や、当日の手伝いはできませんので、あらかじめ御了承ください。

○ 日本学術会議の会場が予約できた場合でも、日本学術会議の総会や連合部会の開催日と重なった場合は、会場や開催日時の変更をお願いすることがあり得ますので、あらかじめ御了承ください(これらと重なりそうな時期は避けて予約してください)。

④ シンポジウム等の開催後には、その概要について、別紙8の様式により日本学術会議事務局への報告を行ってください(報告の提出は、シンポジウム等の開催からおおむね1か月後)。

Ⅶ 問い合わせ先一覧

○ 審議第一担当参事官(第一部担当)

TEL:03-3403-5706

FAX:03-3403-1640

E-mail:s251@scj.go.jp

○ 審議第一担当参事官(第二部担当)

TEL:03-3403-1091

FAX:03-3403-1640

E-mail:s252@scj.go.jp

○ 審議第二担当参事官(第三部担当)

TEL:03-3403-1056

FAX:03-3403-1640

E-mail:s253@scj.go.jp

- 国際担当参事官(国際交流関係)
TEL:03-3403-5731
FAX:03-3403-1755
E-mail:i252@scj.go.jp
- 企画課審査係(シンポジウム等の後援名義関係)
TEL:03-3403-3768
FAX:03-3403-1260
- 管理課総務係(任命関係)
TEL:03-3403-3793
FAX:03-3403-1075
- 管理課出納係(旅費関係)
TEL:03-3403-1930
FAX:03-3403-1075
- 管理課給与係(手当関係)
TEL:03-3403-3793
FAX:03-3403-1075

附 則(平成 21 年 6 月 25 日日本学術会議第79回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。
ただし、IV 2. ①に係る改正については、平成 21 年7月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 17 日日本学術会議第 117 回幹事会決定)
この決定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 1 日日本学術会議第133回幹事会決定)
この決定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

分野別委員会運営要綱(抄)

〔平成17年10月4日〕
日本学術会議第1回幹事会決定

(組織)

第1 日本学術会議会則第16条に規定する分野別委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会等)

第2 各委員会に置かれる分科会及び小委員会を、別表第1のとおり定める。

(庶務)

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、別表第2の各委員会に対応する事務局参事官が処理する。ただし、国際委員会に置かれる分科会を兼ねるものについては、委員会において別途定める。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表第1 (略)

別表第2

言語・文学委員会	参事官（審議第一担当）
哲学委員会	参事官（審議第一担当）
心理学・教育学委員会	参事官（審議第一担当）
社会学委員会	参事官（審議第一担当）
史学委員会	参事官（審議第一担当）
地域研究委員会	参事官（審議第一担当）
法学委員会	参事官（審議第一担当）
政治学委員会	参事官（審議第一担当）
経済学委員会	参事官（審議第一担当）
経営学委員会	参事官（審議第一担当）
基礎生物学委員会	参事官（審議第一担当）
統合生物学委員会	参事官（審議第一担当）
農学委員会	参事官（審議第一担当）
食料科学委員会	参事官（審議第一担当）
基礎医学委員会	参事官（審議第一担当）
臨床医学委員会	参事官（審議第一担当）
健康・生活科学委員会	参事官（審議第一担当）
歯学委員会	参事官（審議第一担当）
薬学委員会	参事官（審議第一担当）
環境学委員会	参事官（審議第二担当）
数理科学委員会	参事官（審議第二担当）
物理学委員会	参事官（審議第二担当）
地球惑星科学委員会	参事官（審議第二担当）
情報学委員会	参事官（審議第二担当）
化学委員会	参事官（審議第二担当）
総合工学委員会	参事官（審議第二担当）
機械工学委員会	参事官（審議第二担当）
電気電子工学委員会	参事官（審議第二担当）
土木工学・建築学委員会	参事官（審議第二担当）
材料工学委員会	参事官（審議第二担当）

(別紙2)

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について

平成18年2月23日
日本学術会議第9回幹事会申合せ

改正 平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定

委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより分科会、小分科会又は小委員会を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。

なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。

記

(様式)

〇〇〇委員会分科会（小分科会、小委員会）の設置について

分科会等名：_____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	
2	委員の構成	
3	設置目的	
4	審議事項	
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	

【記載要領】

設置する分科会等一つにつき1枚、別紙様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、連絡窓口となる委員会から御提出ください。

○ 分科会等名

新たに設置する分科会等の名称を記入してください。

1 所属委員会名

分科会等を設置する委員会の名称を記載してください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、複数の所属委員会名を記載するとともに、主体となる委員会に○印を付けてください。

2 委員の構成

分科会等の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会等として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。

(例)「○名以内の会員及び×名以内の連携会員」

「○名以内の会員又は連携会員」

3 設置目的

分科会等の設置目的を200～300字程度で記入してください。

4 審議事項

分科会等における審議事項を50字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。

(例) ・具体的な課題を設定しない場合

「○○○○○の審議に関すること。」

・具体的な課題を設定する場合

「○○○○○の審議に関すること。なお、□年△月を目途に報告書を作成する。」

5 設置期間

「時限設置」又は「常設」のいずれかに○印を付けてください。また、「時限設置」の場合には、始期と終期を記入してください。

6 備考

その他、何か記載すべき事項がありましたら記入してください。

(別紙 3)

平成 年 月 日
〇〇委員会決定 (案)

日本学術会議会則第 27 条第 2 項に基づく委員会決定

日本学術会議会則第 27 条第 2 項に基づき、当委員会に設置される分科会の議決は、当委員会の議決とする。

(参考)

日本学術会議会則 (抄)

第 27 条

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第 4 条の諮問に対する答申及び法第 5 条の勧告並びに第 2 条に規定する意思の表出に関してはこの限りでない。

内国旅費の支給について

1 旅費の支給対象外の地域

用務地より半径8km未満の地域からの旅行については、旅費は支給されません。

2 旅費計算上の出発地と到着地

(1) 出発地：居住地又は勤務先の最寄りのＪＲ、私鉄、地下鉄、モレールの駅となります。ただし、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市及び相模原市を除いた政令指定都市（以下「特定政令市」という。）を居住地又は勤務先とする場合においては、その代表駅となります。

(2) 到着地：日本学術会議で開催する場合は、「東京メトロ千代田線乃木坂駅」となります。
日本学術会議以外で開催する場合は、会場の最寄りのＪＲ、私鉄、地下鉄、モレールの駅となります。

3 鉄道の利用

(1) 原則として、居住地又は勤務先の最寄り駅から用務地の最寄りの駅までの最も経済的な旅程に基づいた運賃が支給されます。

(2) 特急料金は、100km以上の区間を乗車する場合において支給されます。

4 航空機の利用

(1) 利用できる地域

① 航空機を利用できる地域は、北海道、四国、九州、沖縄県、山口県、鳥取県、島根県、石川県、秋田県、青森県の全域並びに広島・富山・庄内空港を利用する地域となります。

その他の地域は、旅費総額を勘案して鉄道を利用するよりも経済的である場合又は勤務先等の事情により航空機を利用して旅行日数を短縮する必要があると旅行命令権者が認める場合に利用することができます。

② 航空機の利用が認められない地域において、航空機の利用が鉄道よりも高額となる場合には、鉄道賃及び実際の旅行日数に応じた日当・宿泊料が支給されます。ただし、5の「日当・宿泊料の支給」において規定する旅行日数が上限となります。

(2) 航空賃の支給限度額

同一経路を往復する場合の航空賃は、往復割引運賃を上限として支給されます（ただし、往復割引設定除外期間を除く。）。

(3) プレミアムクラス、ファーストクラス、クラスJの利用

プレミアムクラス、ファーストクラス、クラスJの料金は、支給されません。領収書の金額に当該運賃等が含まれている場合には、減額調整が行われます。

(4) 割引航空券等の利用促進

航空機の割引航空券等の更なる利用についてご協力願います。

(5) 航空賃支給に当たっての必要書類

領収書、搭乗券の半券（いずれも原本）を、旅行完了の日の翌日から起算して14日以内に提出してください。

5 日当・宿泊料の支給

(1) 午前中から会議が開催される場合で、東京駅から400kmを超える地域を発地とするときは、前泊が認められます。会員及び連携会員の宿泊料は、1泊当たり13,100円（東京で宿泊の場合）です。

(2) 会議の終了予定時刻が午後6時以降の場合で、東京駅から400kmを超える地域を到着地とするときは、後泊が認められます。

- (3) ダイヤの都合上、当日出発では会議開始時刻に間に合わない場合又は会議終了後では当日中に帰宅できない場合に宿泊が認められます。
- (4) 宿泊料の支給に当たっては、旅費精算請求書において旅行者自らが宿泊の事実を申告することとし、その確認ができた場合に支給されます。旅費精算請求書上において宿泊の状況の申告をしなかった場合には、当日出発又は帰宅したものとして旅費が支給されます。
- (5) 日当の減額調整

日当の支給に当たっては、下表のとおり調整を行います。なお、旅行期間が3日以上の場合における移動を伴わない日の日当については、下表のさらに1/2となります。

日当(2,600円)に対する支給割合を示す

	交通費全額支給		交通費全額支給でない	
	昼食要	昼食不要	昼食要	昼食不要
行程 100 km以上	1	1/2	1	1/2
行程 100 km未満(8 km以内を除く)	1/4	0	1/2	1/4

※「交通費全額支給でない」とは、特定政令市を発地とする場合その他発地と到着地の間において交通費が支給されていない部分が生じる場合

※「昼食要」とは、昼食時間(12時～13時)にも会議が開催されている場合又は昼食時間を跨いで会議が開催される場合

- (6) 会議が1日以上の間において開催される場合(3日以上連続して開催される会議(別々の会議を含む。))において欠席した日がある場合を含む。)は、続けて滞在した場合の日当及び宿泊料と帰宅した場合の交通費を比較して、経済的な金額を支給することが原則となります。

6 パック商品利用の場合の取扱い(往復の交通と宿泊をセットにして旅行会社等が販売しているもの。)

パック商品を利用した場合には、領収証、搭乗券の半券(航空機に限る。)等を旅行完了の日の翌日から起算して14日以内に提出してください。パックを利用した場合の旅費は、「パック代金+その他交通費+日当+食卓料相当(パック代金に朝食代、夕食代又は両方が含まれていない場合に限る。)-空港施設使用料(航空機に限る。)-その他控除すべき額」により算出された額が支給されます。なお、事務局は、パック商品(代金)に含まれている内容を確認するためパック商品販売元に内容の照会を行うことがあります。

パック商品を利用したことにより通常の旅費よりも高額になってしまう場合には、パック商品が経費の節減を目的とするものであることから、通常の旅費を上限として支給されます。

7 旅費の調整

(1) 旅行命令の期間を超過して目的地に滞在した場合

超過した部分の日当、宿泊料は支給されません(住居地又は勤務先へ帰るための交通費については支給されます。)

パック商品を利用している場合は、旅行命令発令日において利用可能な最も経済的な割引運賃に、5の「日当・宿泊料の支給」において規定する旅行日数の日当及び宿泊料を加算したものを上限として支給されます。

(2) 他の用務又は他者支払分がある場合

当該旅行において他の用務がある場合又は他者支払分がある場合には、旅費法の規定に基づき調整が行われます。

日本学術会議の意思の表出における取扱要領

〔平成18年6月22日〕
日本学術会議第18回幹事会決定

改正 平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定

改正 平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定

1 日本学術会議の意思の表出に係る様式及び作成付属資料

日本学術会議が、日本学術会議法（以下「法」という。）第4条に定める諮問に対する答申及び法第5条に定める勧告のほか、法第3条第1号の職務として日本学術会議会則第2条に定める意思の表出を行う際には、原則として(1)の様式に従うとともに、(2)の付属資料を作成するものとする。

(1) 様式

日本学術会議が行う意思の表出は別紙様式1により作成する。

(2) 付属資料

意思の表出に当たっては、以下①及び②の資料を別途作成する。また、必要のある場合には、③を作成する。

① 意思表出補足資料（別紙様式2）

② 記者発表用要旨（別紙様式3）

③ 平易な普及用資料

2 インパクト・レポートの作成

勧告、要望、声明及び課題別委員会が取りまとめて公表された提言及び報告については、当該委員会の役員の責任においてインパクト・レポート（別紙様式4）を作成し、1年以内に幹事会に報告するものとする。

（参考資料1） 勧告、答申、要望、声明を行う際の手続きフロー図

（参考資料2） 提言、報告を行う際の手続きフロー図

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年5月7日）

(日本学術会議の意思表出の種類)

勸 告

(主題) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



(公表（記者発表）の日付) 平成〇〇年（西暦）〇〇月〇〇日

(表出主体) 日 本 学 術 会 議

(注) 文字の大きさは16ポイント。主題のみ22ポイント。

(表出主体が日本学術会議である場合)

この勧告(又は答申、要望、声明、回答)は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会が中心となり審議を行ったものである。

(表出主体が部、委員会又は分科会である場合)

この提言(又は報告)は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議〇〇委員会△△分科会

	(氏名)			(職名)
委員長	〇〇	〇〇	(第〇部会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
副委員長	〇〇	〇〇	(第〇部会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
幹 事	〇〇	〇〇	(連携会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	(第〇部会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	(連携会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	(特任連携会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	(第〇部会員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 意思表示は、表出主体の一体的な意思の表出であることから、本文には執筆者の個人名は記載しない。ただし、ヒアリングの資料等個人名の記載されているものを参考資料として添付することは可とする。学術調査員、オブザーバ、参考人等を記載することも可能であるが、その場合は委員会等の構成員と明確に区別できるようにする。

要

宗旨

1 作成の背景

- [illegible]

2 現状及び問題点

- [illegible]

3 勧告等の内容

(1) ○○○○○

- [illegible]

(2) ○○○○○○

- ・ ○○
○○○（本文○ページ 図○参照）。
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(3) ○○○○○

- [illegible]

注) 勧告・要望・声明については全文の英訳、提言・報告については要旨の英文を作成する。

目 次

はじめに	1
1 ○○○○	2
(1) ○○○○	2
① ○○○○○○	3
② ○○○○	5
③ ○○○○	6
ア ○○○○○○○○	7
イ ○○○○○○	8
(ア) ○○○○○○	10
(イ) ○○○○	12
ウ ○○○○○○○○	15
④ ○○○○	16
⑤ ○○	17
(2) ○○○○○○	.
(3) ○○○○	.
2 ○○○○○○	.

・
・
・
・
・

おわりに

<用語・人名の説明>

<参考文献>

<付録>

(本 文)

(勸告等)「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」補足資料

- [illegible]

平成〇〇年〇〇月〇〇日
日本学術会議〇〇委員会

(勸告等)「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

1 現状及び問題点

- ○○
- 。
- ○○。

2 勧告等の内容

- [illegible]

問い合わせ先
 ○○委員会委員長 ○○ ○○
 △△大学□□研究室
 T e l : ○○—○○○○—○○○○
 事務局参事官（審議○担当） ○○ ○○
 T e l : ○○—○○○○—○○○○

(勧告等)「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」
インパクト・レポート

1 勧告等内容

- ○○
○○。
- ○○
○○。

2 勧告等の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 社会的インパクト

- (1) 政策
(2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

4 メディア

- ・△△新聞（平成〇〇年〇〇月〇〇日朝刊）社説
- ・□□新聞（平成〇〇年〇〇月〇〇日朝刊）科学欄

5 考察と自己点検

インパクト・レポート作成責任者
〇〇委員会委員長 〇〇〇 〇〇

日本学術会議後援名義の使用承認基準

〔平成17年10月27日
日本学術会議第4回幹事会決定〕

改正 平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定

日本学術会議は、下記により開催される学術に関するシンポジウム、講演会、研究会等（以下「会議」という。）について、後援名義の使用を承認することができる。ただし、国際会議については、別に定めるところによる。

記

1 承認の原則

後援の名義は、会議の趣旨に賛同し、積極的に後援する価値のあるものに使用させることとする。ただし、会議に要する経費は、一切負担しないものとする。

2 承認の基準

(1) 主催者

主催者が、次の各号のいずれか一つに該当するものであること。

- ア 日本学術会議協力学術研究団体
- イ 国の行政機関（独立行政法人等を含む。）
- ウ 地方公共団体
- エ 大学等の高等教育機関
- オ 公益法人（宗教法人を除く。）
- カ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
- キ その他上記各号に準ずると認められるもの

(2) 会議の内容

会議の内容が、次の各号に適合するものであること。

- ア 学術を対象とすること。
- イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。
- ウ 営利を目的としないこと。

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、次の各号に十分留意すること。

- ア 日本学術会議の設立の趣旨及び目的に反するような決議等を行わないこと。
- イ 会議の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。
- ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。
- エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。
- オ 当面の政治問題に影響を及ぼさないこと。

3 事務処理手続

(1) 申請

当該会議の開催期日の少なくとも3か月前までに、会長あて、次の事項を記載又は

添付した申請書を、主催者から提出させるものとする。

ア 会議の名称

イ 主催者名（共催者又は後援者がある場合は、その者の名）

ウ 会期（期間）

エ 場所（会場名）

オ 会議の性格と目的

カ 会議計画の概要

（ア） 会議内容（議事次第、出席者数等）

（イ） 予算（収入、支出）

（ウ） 役員及び準備委員会（氏名、地位又は職名）

（エ） 連絡責任者（氏名、地位又は職名、電話番号）

（オ） 広報の媒体及び対象地域

（カ） 事故防止対策、公衆衛生対策

（キ） 主催者が民間団体である場合には、原則として定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その他団体の性格、内容を示す書類

(2) 承認までの手続

承認までの手続は、次の要領によるものとする。

ア 会長は、承認の可否について、関係部又は委員会（以下「関係部等」という。）に審議を付託する。

イ 関係部等は、審議を付託されたものについて、この基準に基づき後援の可否を検討し、その結果を会長に報告する。

ウ 会長は、上記イの報告に基づき、後援の可否を幹事会に諮り、これを決定する。

エ 会長は、上記ウの手続を経て、申請者に後援の可否を通知する。

(3) 承認の取消

後援の名義の使用を承認した後、名義の使用が不適當であると認められる事態が判明した場合には、会長は、承認を取り消すことができる。会長は、承認を取り消したときは、速やかに幹事会に報告しなければならない。

(4) 承認の条件

後援を承認するに当たっては、次の条件を付すものとする。

ア 申請時の会議計画、内容等に変更のあった場合は、関係書類を添えて遅滞なく報告すること。

イ 会議終了後は、会議の概要及び収支に関する報告書を提出すること。

ウ 後援名義の使用が不適當であると認められる事態が判明した場合には、承認を取り消すことがありうること。

土曜日・日曜日におけるシンポジウム、講演会等の開催について

平成 20年 7月 14日
日本学術会議第59回幹事会決定

1 目的

日本学術会議の部及び委員会等が主催するシンポジウム、講演会等(以下「シンポジウム等」という。)の開催に当たり、多くの参加を得るため、日本学術会議の講堂を土・日曜日に使用することができるものとする。

2 開催日・会場

- (1) 土曜日、日曜日に使用することができる回数(年末年始を除く。)は、年12回とする。
- (2) 使用することができる会場は講堂とする。

3 運営

- (1) 事務局の関係課職員が出勤し、シンポジウム等の運営にあたる。
- (2) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたる。

4 日本学術会議主催公開講演会等

日本学術会議主催公開講演会及び国際会議(関連行事を含む。)については、開催の都度、別途幹事会で協議する。

5 実施時期

この決定は、決定の日から施行する。

6 土曜日におけるシンポジウム、講演会の開催について(平成16年8月11日会長決定)は廃止する。

シンポジウム等の概要について(事後報告)

- 1 名 称:○○○○○○○○○○
- 2 日本学術会議側の主催者:○○○委員会○○○分科会
- 3 その他の主催団体等:
・主催:○○○学会
・後援:○○○大学
- 4 開催日時:平成○○年○月○日(○) ○時○分～○時○分
- 5 開催場所:○○○○○○○○○○
- 6 開催趣旨:
○○
○○○○○○○○
- 7 参加人数:
講演者等:○○名
その他の参加者:○○○名
- 8 特記事項:
○○
○○○○○○○○
○○
○○○○○○○○
○○
○○○○○○○○

※「特記事項」欄には、下記のようなことで、当該シンポジウム等の開催による成果として特記すべき事項があれば、簡潔に記載。また、『学術の動向』への関連記事の掲載希望があれば、その旨を併せて記載

- ①メディアによる取材・報道等の状況
- ②委員会等の審議活動(意思の表出を含む。)への反映
- ③共同主催団体等における事後の取組

※記載はA4用紙で1枚以内とし、その他必要があれば関連資料等を添付